

議 事 録

- 1 会 議 名 令和元年度 第3回太子町都市計画審議会
- 2 開 催 日 時 令和元年12月20日（金）午後1時30分から午後3時00分まで
- 3 開 催 場 所 太子町役場 行政棟3階ホール
- 4 出席者、欠席者（敬称略）
（出席委員） 齊藤和夫、北川良弘、廣田誠、高井國昭、磯部良太（代）、田中聖児（代）、
植田吉則、中島達也（代）、塩木正昭、山本武志、首藤佳隆
※（代）：代理人が出席
（欠席委員） なし
（太 子 町） 経済建設部長 八幡充治
（事 務 局） まちづくり課 高坂文泰、三木隆史、小林俊輔、平田一馬
- 5 傍 聴 者 なし
- 6 議 事
議案第1号 松尾地区他の特別指定区域の変更について
報告第1号 太子町都市計画マスタープランについて
- 7 議事の内容
以下のとおり

1 開会	
2 挨拶	(町長 挨拶)
3 会長挨拶	(高井会長 挨拶)
	【事務局】 本日委員数 11 名のうち出席委員 11 名全員出席されていますので今回の審議会は成立しておりますことをお伝えします。
5 議事録署名委員 の指名	(廣田誠委員、齊藤和夫委員に指名)
6 議事 議案第 1 号	【町長】 松尾地区他の特別指定区域の変更について諮問(諮問書を朗読) 【高井会長】 それでは、議案第 1 号「松尾地区他の特別指定区域の変更」について、事務局からの説明を求めます。
説明	【事務局 (三木副課長)】
質疑	【廣田委員】 議案自体に特に異議はないが、これを読み進める中で意味が分からない箇所があったため、今回の変更箇所ではないが、教えていただきたい。P. 10 の誰もが暮らし営む区域の基準を見ると、170 m²以上 500 m²以下になっていて、300 m²を目安とするという意味が分からない。 【三木副課長】 この最低敷地面積の決定は、調整区域の農村集落においては、市街化区域の開発団地のような建て詰まったものでは住環境として十分ではないということで、基本、300 m²以上の建築敷地を確保してほしいという思いがまちづくり協議会にありました。しかし、誰もが暮らし営む区域については、300 m²以上の宅地でないとこれを買って転入することができないとなると、一定以上の所得者でないとこの土地の購入ができないということから、170 m²以上と定めましたが、努力義務として広場、緑地空間などを含め、300 m²程度の自己敷地を確保してくださいという地域の願いをもってこのように記述をしております。

【廣田委員】

大体理解はできたが、プラン P.14 の基準では 170～500 m²、必ずしも 300 m²目安の土地がないといけない、300 m²を下回る敷地しか確保できなかった場合、許可が取得できるのか。

【三木副課長】

まず、基準としては、170 m²以上であるため、170 m²以上あれば、許可の取得は可能です。地域の区画形成の目標として、出来れば 300 m²の自宅敷地を確保してくださいというものです。

【齊藤委員】

特に計画に異議はないが、尋ねたいことがある。色分けした図面の中で、緑色の箇所はすでに土地利用がされている。水色の箇所の東側の部分は直接道路に面していない土地が何筆かある。それらを今後、土地利用を進めていくには、どのように個々の地権者の協力を求めていくのか。

【三木副課長】

地区のまちづくりプランの中においては、無道路地の土地も含め、みんなで協力し無駄なく土地を利活用していきましょう、自分の土地だけ利活用できれば良いというのは認めないという記載をしております。地権者あるいはここで事業展開をする事業主の都合だけでは後背地が無道路地となり、土地利用ができない土地が発生してしまうことを抑制できない実態があり、基本は地域の方々の協力・申し合わせに頼るところではあります。この地図に表示している後背地の土地利用のキーとなる土地、1000 m²を少し下回る土地の単独での土地利用を抑制するために最低敷地面積をこの度追加し、後背地の未利用地の発生抑制に一定の誘導をした次第です。

【齊藤委員】

以前、上郡町で関わっていた土地区画整理事業のことだが、将来的には道路を大きな街区に入れる計画で認可していたが、ある大手の物販店の進出があるということで、道路計画はそのままに、大規模な土地のまま利用する。万が一、その店舗が撤退することになれば、当初計画していた街区道路をその企業が責任をもって作るということで、将来の土地利用を担保したという事例があったので、今後そのようなことも参考にしながら計画を進めていただきたい。

【三木副課長】

今設定している流通業の一連の区域については、引き合いが多くあり、青く色を塗っている未利用地に事業進出をしたいという事業主がありがたい

報告第1号 説明 質疑	ことに非常にたくさんおられます。この遊休地については、取り合いの状況になっている。現状では、特定のこの土地については要らないというような事態になる危惧はしておりません。そういった実態から、町としてこの中に道路をつけるという計画は持ち合わせておりません。 【齊藤委員】 基本的には太子町の活性化に繋がれば良いと考えている。将来的に何か齟齬を出さない方向で進めていただきたい。 【高井会長】 諮問第1号についてお諮りします。 いろいろ意見がでましたが、特に異論がないように思われますので、諮問のあった本件について、この案のとおり答申してよろしいでしょうか。 【委員一同】 異議なし 【高井会長】 原案のとおり答申(答申書を朗読) 【高井会長】 それでは、報告第1号「太子町都市計画マスタープラン」について、事務局からの説明を求めます。 【事務局(平田)】 【磯部委員(代)尾下副所長】 先ほど事務局に渡した資料を見ていただきたいが、正しい名称は「太子上太田ジャンクション」である。これをこの度インターチェンジに修正されたということだが、前回こちらから申し上げたのは、ジャンクションは自動車専用道路同士が接続するということで下には降りることができない。そのような場所に流通業務施設の区域を設定するのはいかななものかという主旨で質問をさせていただいたのだと思うが、太子上太田ジャンクションが現在公表している名称であり、太子・竜野バイパスと姫路西バイパスを接続する自動車専用道路同士のジャンクションになる。インターチェンジに修正されたところだが、ジャンクションに戻していただきたいというのが1点。 姫路西バイパス側に、上太田ランプがあり県道に接続するランプになっている。町と姫路市の境界あたりに丸をひとつ設けて、上太田ランプを表記していただきたい。ただし、土地利用的に町として適地があるのであれば、ラ
----------------------------------	---

ランプからは流通業務を検討することもできるので、検討していただきたい。

今回道路をぼかして薄くしていただいていたが、こちらが考えているイメージと異なった。点線の細い丸をもっと大きくしてほしいという意味合いだったので、そこは事務局と姫路河川国道事務所とで、都計審の最終回までには調整させてほしい。

播磨臨海地域道路の現状を説明させていただくと、28年5月に国土交通省が諮問して決定されている。優先区間の3区間も28年5月に決定している。現在、計画段階評価という手続きを進めている。スタートは29年3月であり、そこで政策目標を設定し、整備の方向性を30年7月、複数のルート帯を今年度の8月に公表させていただいて、10・11月に意見聴取を行っている。参考情報にはなるが、1.4キロの幅で4ルートを検討している。いただいた意見を整理して1本に絞り込む作業を進める。その後、都市計画環境アセスメントということで通常の道路の計画を行う。どこのランプに接続するかは現在決まっていない。また、具体のルートも決まっていない。よって、太子・竜野バイパス方向で、太子町の方へ向かう方向性はあるが、上太田ジャンクションに行くのか、それとももっと西へ行くのか、そういったところも、ルート帯の中で次のステップのときに比較・検討して、それから絞り込むという流れになる。そのため、あまり具体のルートを入れてしまうと、一般の方々に対して誤解を与える可能性があるため、そこを懸念しているため、ぼやかし方の方法については、別途相談をお願いしたい。表現も場合によっては注意書きというようなことで、正確にマスタープランに反映していただきたい。

【小林主任主査】

再度、個別の話も含めて盛り込んだ形で検討させていただきたい。

【高井会長】

本日予定されていた案件は終了いたしました。

では、会の進行を事務局にお返しします。

【高坂課長】

ありがとうございました。

それでは高井会長の議事進行によりまして、本日予定しておりました案件について終了することができました。

委員の皆様には、長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。

上記のとおり相違ないので署名します。

署名委員

廣 田 誠
齊 藤 和 夫